技能実習第一号イの項下欄第二十一号の次に次の一号を加える。

二十一の二　実習実施機関又はその経営者、管理者、技能実習指導員若しくは生活指導員が過去五年間に当該機関の事業活動に関し、外国人に不正に法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可又は法第四章第一節、第二節若しくは法第五章第三節の規定による許可を受けさせる目的で、文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、虚偽の文書若しくは図画を作成し、若しくは偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、所持し、若しくは提供し、又はこれらの行為を唆し、若しくはこれを助ける行為を行ったことがないこと。

技能実習第一号イの項下欄第二十二号中「行われたと認められた日」を「終了した日」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該不正行為が技能実習の適正な実施を妨げるものでなかった場合は、この限りでない。

技能実習第一号イの項下欄第二十三号中「第四章第一節」の下に「、第二節」を加え、「隠ぺい」を「隠蔽」に改める。

表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項（以下「技能実習第一号ロの項」という。）下欄第十六号中「行われたと認められた日」を「終了した日」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該不正行為が技能実習の適正な実施を妨げるものでなかった場合は、この限りでない。

技能実習第一号ロの項下欄第十六号の表ホ中「外国人に不正に法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可若しくは法第四章第一節若しくは法第五章第三節の規定による許可を受けさせ、又は」を削り、「隠ぺい」を「隠蔽」に改め、同表ヲ中「法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令」を「出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令」に、「第一条第三号、第四号」を「第一条第二号の二から第四号まで」に改め、同表ツを同表ネとし、同表ソを同表ツとし、同表レ中「ソ及びツを除く。以下このレにおいて同じ」を「ツ及びネを除く。以下このソにおいて同じ」に、「技能実習に係る不正行為に準ずる行為」を「技能実習に係る不正行為」に、「不正行為に準ずる行為（同表タに係るものを除く。）又は研修の表に掲げる不正行為に準ずる行為（同表ヨに係るものを除く。）」を「不正行為又は研修の表に掲げる不正行為」に、「いずれかの不正行為に準ずる行為」を「いずれかの不正行為」に改め、同表レを同表ソとし、同表タを同表レとし、同表ヨの次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| タ　実習実施機関において、この表に掲げる外国人の技能実習に係る不正行為を行った場合又は技能実習の継続が不可能となる事由が生じた場合の監理団体への報告を怠る行為 | 三年間 |

技能実習第一号ロの項下欄第十七号中「行われたと認められた日」を「終了した日」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該不正行為が技能実習の適正な実施を妨げるものでなかった場合は、この限りでない。

技能実習第一号ロの項下欄第十八号中「に準ずる行為」を削る。

技能実習第一号ロの項下欄第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二　監理団体又はその役員、管理者若しくは技能実習の監理に従事する常勤の職員が過去五年間に当該機関の事業活動に関し、技能実習第一号イの項下欄第二十一号の二に規定する行為を行ったことがないこと。

技能実習第一号ロの項下欄第二十号中「行われたと認められた日」を「終了した日」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該不正行為が技能実習の適正な実施を妨げるものでなかった場合は、この限りでない。

技能実習第一号ロの項下欄第三十号の次に次の二号を加える。

三十の二　実習実施機関が、技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為を行った場合は、直ちに、監理団体に当該不正行為に関する事実を報告することとされていること。

三十の三　実習実施機関が、技能実習生が上欄の活動を継続することが不可能となる事由が生じた場合は、直ちに、監理団体に当該事実及び対応策を報告することとされていること。

技能実習第一号ロの項下欄第三十一号中「行われたと認められた日」を「終了した日」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該不正行為が技能実習の適正な実施を妨げるものでなかった場合は、この限りでない。

技能実習第一号ロの項下欄第三十二号中「に準ずる行為」を削る。

技能実習第一号ロの項下欄第三十三号の次に次の一号を加える。

三十三の二　実習実施機関又はその経営者、管理者、技能実習指導員若しくは生活指導員が過去五年間に当該機関の事業活動に関し、技能実習第一号イの項下欄第二十一号の二に規定する行為を行ったことがないこと。

技能実習第一号ロの項下欄第三十四号中「行われたと認められた日」を「終了した日」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該不正行為が技能実習の適正な実施を妨げるものでなかった場合は、この限りでない。

技能実習第一号ロの項下欄第三十六号中「行われたと認められた日」を「終了した日」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該不正行為が技能実習の適正な実施を妨げるものでなかった場合は、この限りでない。

技能実習第一号ロの項下欄第三十七号中「に準ずる行為」を削る。

技能実習第一号ロの項下欄第三十八号の次に次の一号を加える。

三十八の二　あっせん機関又はその経営者、管理者若しくは常勤の職員が過去五年間に当該機関の事業活動に関し、技能実習第一号イの項下欄第二十一号の二に規定する行為を行ったことがないこと。

技能実習第一号ロの項下欄第三十九号中「行われたと認められた日」を「終了した日」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該不正行為が技能実習の適正な実施を妨げるものでなかった場合は、この限りでない。

技能実習第一号ロの項下欄第四十号中「第四章第一節」の下に「、第二節」を加え、「隠ぺい」を「隠蔽」に改める。

表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄第五号イ中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削る。